

「測量業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2119号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
測量業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和6年10月 沖縄県農林水産部 目次	測量業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和2年5月 沖縄県農林水産部 目次
第1条 適用 1	1-1 適用 1
第2条 作業実施 1	1-2 作業実施 1
第3条 用語の定義 1	1-3 用語の定義 1
第4条 業務の着手 3	1-4 業務の着手 3
第5条 設計図書の支給及び点検 3	1-5 設計図書の支給及び点検 3
第6条 調査職員 3	1-6 調査職員 3
第7条 管理技術者 4	1-7 管理技術者 3
第8条 担当技術者 4	1-8 担当技術者 4
第9条 提出書類 4	1-9 提出書類 4
第10条 打合せ等 5	1-10 打合せ等 4
第11条 業務計画書 5	1-11 業務計画書 5
第12条 業務実績データの作成及び登録 5	1-12 業務実績データの作成及び登録 5
第13条 資料等の貸与及び返却 6	1-13 資料等の貸与及び返却 5
第14条 関係官公庁への手続き等 6	1-14 関係官公庁への手続き等 6
第15条 地元関係者との交渉等 6	1-15 地元関係者との交渉等 6
第16条 土地への立入り等 7	1-16 土地への立入り等 6
第17条 成果等の点検 7	1-17 成果等の点検 7
第18条 成果物の提出 7	1-18 成果物の提出 7
第19条 関係法令及び条例の遵守 8	1-19 関係法令及び条例の遵守 7
第20条 検査 8	1-20 検査 7
第21条 修補 8	1-21 修補 8
第22条 条件変更等 8	1-22 条件変更等 8
第23条 契約変更 9	1-23 契約変更 8
第24条 履行期間の変更 9	1-24 履行期間の変更 9
第25条 一時中止 9	1-25 一時中止 9
第26条 発注者の賠償責任 10	1-26 発注者の賠償責任 9
第27条 受注者の賠償責任 10	1-27 受注者の賠償責任 10
第28条 部分使用 10	1-28 部分使用 10
第29条 再委託 10	1-29 再委託 10
第30条 成果物の使用等 11	1-30 成果物の使用等 10
第31条 守秘義務 11	1-31 守秘義務 10
第32条 安全等の確保 11	1-32 安全等の確保 11
第33条 臨機の措置 12	1-33 臨機の措置 12
第34条 履行報告 12	1-34 履行報告 12

改正後	現行
<p>第 35 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… 12</p> <p>第 36 条 個人情報の取扱い …… 13</p> <p>第 37 条 行政情報流出防止対策の強化 …… 14</p> <p>第 38 条 保険加入の義務 …… 15</p> <p>第 39 条 <u>環境負荷低減への取組</u> …… 16</p> <p>第 40 条 調査・試験に対する協力 …… 16</p> <p>参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 …… 17</p>	<p>1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… 12</p> <p>1-36 個人情報の取扱い …… 12</p> <p>1-37 行政情報流出防止対策の強化 …… 14</p> <p>1-38 保険加入の義務 …… 15</p> <p>[新設]</p> <p>1-39 調査・試験に対する協力 …… 15</p> <p>参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 …… 16</p>
<p>第 1 条 適用</p> <p>1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、沖縄県農林水産部所管の農業農村整備事業、海岸保全施設整備事業及び地すべり対策事業（以下「農業農村整備事業等」という。）に係る測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。</p>	<p>1-1 適用</p> <p>1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、沖縄県農林水産部所管の農業農村整備事業、海岸保全施設整備事業及び地すべり対策事業（以下「農業農村整備事業等」という。）に係る測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。</p>
<p>第 2 条 作業実施</p> <p>測量業務等は、「沖縄県農林水産部測量作業規程（以下「規程」という。）により実施するものとする。</p>	<p>1-2 作業実施</p> <p>測量業務等は、「沖縄県農林水産部測量作業規程（変更承認年月日平成 28 年 7 月 11 日付け承認番号国国地第 77 号）」（以下「規定」という。）により実施するものとする。</p>
<p>第 3 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (10) [略]</p> <p>(11) 「共通仕様書」とは、測量業務等共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>(12) ～ (17) [略]</p> <p>(18) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、<u>又は</u>受注者が発注者<u>又は</u>調査職員に対し、測量業務等に関する事項について、<u>書面</u>をもって知らせることをいう。</p>	<p>1-3 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (10) [略]</p> <p>(11) 「共通仕様書」とは、<u>各</u>測量業務に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。</p> <p>(12) ～ (17) [略]</p> <p>(18) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、<u>あるいは</u>受注者が発注者<u>若しくは</u>調査職員に対し、測量業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。</p>

改正後	現行
<p>(19) ～ (25) [略]</p> <p><u>(26) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u></p> <p><u>(27) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>(28) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</u></p> <p>(29) ～ (37) [略]</p> <p>第 4 条 業務の着手 [略]</p> <p>第 5 条 設計図書の支給及び点検 [略]</p> <p>第 6 条 調査職員</p> <p>1. 発注者は、測量業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従<u>わなければならない</u>。調査職員は、その指示等を行った後、<u>7 日以内に書面で受注者にその内容を通知</u>するものとする。</p> <p>第 7 条 管理技術者 [略]</p> <p>第 8 条 担当技術者 [略]</p> <p>第 9 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p><u>3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければな</u></p>	<p>(19) ～ (25) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(26) 「書面」とは、<u>手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u></p> <p>(29) ～ (37) [略]</p> <p>1-4 業務の着手 [略]</p> <p>1-5 設計図書の支給及び点検 [略]</p> <p>1-6 調査職員</p> <p>1. 発注者は、測量業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従<u>うものとする</u>。<u>なお</u>調査職員は、その口頭による指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に<u>指示</u>するものとする。</p> <p>1-7 管理技術者 [略]</p> <p>1-8 担当技術者 [略]</p> <p>1-9 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p><u>らない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくものとする。</u></p> <p>第 10 条 打合せ等</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議<u>しなければならない</u>。<u>い。</u></p> <p>第 11 条 業務計画書</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、<u>第 32 条</u> 安全等の確保、<u>第 36 条</u> 個人情報の取扱い及び<u>第 37 条</u> 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第 12 条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGR I S 上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. 業務実績<u>データの登録</u>は、原則として以下の期限内に<u>登録申請を行い、調査職員の承認を受ける</u>ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>とする。</u></p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>とする。ただし、変更時と完了時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</u></p> <p>(3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の録は適宜行うものとする。</p> <p>第 13 条 資料等の貸与及び返却 [略]</p>	<p>1-10 打合せ等</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議<u>するものとする。</u></p> <p>1-11 業務計画書</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、<u>1-32</u> 安全等の確保、<u>1-36</u> 個人情報の取扱い及び<u>1-37</u> 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>1-12 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. 業務実績<u>登録通知の提出</u>は、原則として以下の期限内に<u>手続きを行う</u>ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p> <p>(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内<u>に登録通知を調査職員に提出するもの</u>とし、訂正時の録は適宜行うものとする。</p> <p>1-13 資料等の貸与及び返却 [略]</p>

改正後	現行
<p>第 14 条 関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行<u>わなければならない</u>。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>3. <u>受注者は、測量法第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第 14 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p>第 15 条 地元関係者との交渉等 [略]</p> <p>第 16 条 土地への立入り等 [略]</p> <p>第 17 条 成果等の点検 [略]</p> <p>第 18 条 成果物の提出 [略]</p> <p>第 19 条 関係法令及び条例の遵守 [略]</p> <p>第 20 条 検査 [略]</p> <p>第 21 条 修補 [略]</p> <p>第 22 条 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) <u>第 16 条</u> 土地への立ち入り等、第 1 項に定める土地への立入りが不可能となった場合。</p> <p>(2) 天災その他の不可抗力による損害。</p> <p>(3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>第 23 条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等契約の変更を行うものとする。</p>	<p>1-14 関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行<u>うものとする</u>。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議<u>するものとする</u>。</p> <p>[新設]</p> <p>1-15 地元関係者との交渉等 [略]</p> <p>1-16 土地への立入り等 [略]</p> <p>1-17 成果等の点検 [略]</p> <p>1-18 成果物の提出 [略]</p> <p>1-19 関係法令及び条例の遵守 [略]</p> <p>1-20 検査 [略]</p> <p>1-21 修補 [略]</p> <p>1-22 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) <u>1-16</u> 土地への立ち入り等、第 1 項に定める土地への立入りが不可能となった場合。</p> <p>(2) 天災その他の不可抗力による損害。</p> <p>(3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>1-23 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等契約の変更を行うものとする。</p>

改正後	現行
<p>(1)～(4) [略]</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>第 22 条</u> 条件変更等の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第 24 条 履行期間の変更 [略]</p> <p>第 25 条 一時中止</p> <p>契約書第 20 条第 1 項の規定により次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、<u>第 33 条</u> 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第 26 条 発注者の賠償責任 [略]</p> <p>第 27 条 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>第 28 条 部分使用 [略]</p> <p>第 29 条 再委託 [略]</p> <p>第 30 条 成果物の使用等 [略]</p> <p>第 31 条 守秘業務</p> <p>受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。<u>ただし</u>、成果物の発表に際しての守秘義務について、<u>第 30 条</u> 成果物の使用等第 1 項の承諾を受けた場合<u>には</u>、この限りではない。</p> <p>第 32 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う測量業務に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければなら</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>1-22</u> 条件変更等の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>1-24 履行期間の変更 [略]</p> <p>1-25 一時中止</p> <p>契約書第 20 条第 1 項の規定により次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、<u>1-33</u> 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>1-26 発注者の賠償責任 [略]</p> <p>1-27 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>1-28 部分使用 [略]</p> <p>1-29 再委託 [略]</p> <p>1-30 成果物の使用等 [略]</p> <p>1-31 守秘業務</p> <p><u>1.</u> 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。<u>2.</u> <u>受注者は</u>、成果物の発表に際しての守秘義務について<u>は</u>、<u>1-30</u> 成果物の使用等第 1 項の承諾を受けた場合<u>は</u>この限りではない。</p> <p>1-32 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う測量業務に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければなら</p>

改正後	現行
<p>ない。</p> <p>(2) 受注者は、測量業務実施中管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p> <p>3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づき措置を講じ<u>なければならない</u>。</p> <p>6. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p><u>(5) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u></p> <p>7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公庁の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。<u>また</u>、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>9. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>第 33 条 臨機の措置</p>	<p>ない。</p> <p>(2) 受注者は、測量業務実施中管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p> <p>3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づき措置を講じて<u>おくものとする</u>。</p> <p>6. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公庁の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>9. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>1-33 臨機の措置</p>

改正後	現行
<p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質及び履行期間の遵守に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる<u>もの</u>とする。</p> <p>第 34 条 履行報告 [略]</p> <p>第 35 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 [略]</p> <p>第 36 条 個人情報の取扱い [略]</p> <p>第 37 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 11 条 で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>[略]</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 11 条 で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p>	<p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は履行期間の遵守に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるとする。</p> <p>1-34 履行報告 [略]</p> <p>1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 [略]</p> <p>1-36 個人情報の取扱い [略]</p> <p>1-37 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、1-11 で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>[略]</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1-11 で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p>

改正後	現行
<p>イ～ホ [略]</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第 38 条 保険加入の義務</p> <p><u>1. 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>第 39 条 環境負荷低減への取組</p> <p><u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u></p> <p><u>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p><u>(4) 生物多様性に配慮した事業実施。</u></p> <p><u>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>第 40 条 調査・試験に対する協力 [略]</p>	<p>イ～ホ [略]</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>1-38 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>1-39 調査・試験に対する協力 [略]</p>

改正後

参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出資料	当該文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	調査職員への提出	受注者保管	調査職員への提出	その他調査職員へ提出する必要がある	備考
		共通仕様書	契約約款							
①着手時	調査職員通知書	調仕第8条	第9条	有					○	
	業務工程表	調仕第11条	第3条	有	○	○				
	業務計画書			有	○	○				
	管理技術者等通知	調仕第7条、第8条	第10条	有	○	○				経歴書を添付して提出する。
②納付時	身分証明書交付届	調仕第16条	—	有	○	○				
	履行報告書	調仕第14条	第15条	有	○	○				実施報告書を添付して提出する。
	業務一部再委託承諾書			有	○	○				
	業務一部再委託承諾書	調仕第20条	第7条	有					○	
	業務一部再委託通知書			有	○	○				
	是正等の措置請求について（発注者が是正を請求する場合）	—	第14条第1項	有					○	
	是正等の措置請求について（受注者が是正を請求する場合）	—	第14条第3項	有	○	○				
	是正等の措置結果について	—	第14条	有						
	業務条件確認請求書	調仕第22条	第18条	有	○	○				
	業務条件調査結果通知書			有					○	
	業務の（全部・一部）一時中止について	調仕第23条	第20条	有					○	
	業務の（全部・一部）一時中止の（全部・一部）再開について			有					○	
	履行期間変更請求書（発注者が請求する場合）	調仕第24条	第22条第1項	有	○	○				延長理由、延長日数の算定根拠、変更工程表等を添付して提出する。
	履行期間変更請求書（発注者が請求する場合）		第23条第1項または第2項	有					○	発注者の請求により、履行期間を短縮した場合、受注者は業務工程表を修正し提出すること。
	協議開始日の通知について	調仕第25条	第24条第2項、第25条第2項、第30条第2項	有					○	
	監機の積置実施通知書	調仕第33条	第26条	有	○	○				
	監機の積置実施請求書			有					○	
	天災その他不可抗力による損害通知書			有	○	○				
	天災その他不可抗力による損害確認通知書	調仕第22条	第29条	有					○	
	天災その他不可抗力による損害賠償請求書			有	○	○				
	設計図書の変更について	調仕第22条、第24条	第30条	有					○	
	成果物の（全部・一部）使用承諾書	調仕第28条、第30条	第33条	有	○	○				
業務履行部分確認請求書	—	第36条の2	有	○	○					
業務（指定・引渡）部分完了通知	調仕第18条	第37条	有	○	○					
解除通知書	—	第42、43、44条	有							
打合せ記録簿（指示・請求・通知・報告）	調仕第10条	第2条	有	○	○					
事故速報	調仕第32条	—		○	○					
事故報告書				○	○					
休日・夜間作業届	調仕第35条	—		○	○					
業務完了通知書	調仕第20条	第41条	有	○	○					
電子納品成果品	調仕第14条	—		○	○					
締結完了報告書	調仕第21条	第31条	有	○	○					

※様式は、沖縄県農林水産部委託業務関係様式集を参照すること

現行

参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出資料	当該文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	調査職員への提出	受注者保管	その他調査職員へ提出する必要がある	備考
		共通仕様書	契約約款						
①着手時	調査職員通知書	調仕1-6	第9条	有				○	
	業務工程表	調仕1-11	第3条	有	○	○			
	業務計画書			有	○	○			
	管理技術者等通知	調仕1-7、1-8	第10条	有	○	○			経歴書を添付して提出する。
②納付時	身分証明書交付届	調仕1-16	—	有	○	○			
	履行報告書	調仕1-14	第15条	有	○	○			実施報告書を添付して提出する。
	業務一部再委託承諾書			有	○	○			
	業務一部再委託承諾書	調仕1-29	第7条	有				○	
	業務一部再委託通知書			有	○	○			
	是正等の措置請求について（発注者が是正を請求する場合）	—	第14条第1項	有				○	
	是正等の措置請求について（受注者が是正を請求する場合）	—	第14条第3項	有	○	○			
	是正等の措置結果について	—	第14条	有					
	業務条件確認請求書	調仕1-23	第18条	有	○	○			
	業務条件調査結果通知書			有				○	
	業務の（全部・一部）一時中止について	調仕1-23	第20条	有				○	
	業務の（全部・一部）一時中止の（全部・一部）再開について			有				○	
	履行期間変更請求書（発注者が請求する場合）	調仕1-24	第22条第1項	有	○	○			延長理由、延長日数の算定根拠、変更工程表等を添付して提出する。
	履行期間変更請求書（発注者が請求する場合）		第23条第1項または第2項	有				○	発注者の請求により、履行期間を短縮した場合、受注者は業務工程表を修正し提出すること。
	協議開始日の通知について	調仕1-24	第24条第2項、第25条第2項、第30条第2項	有				○	
	監機の積置実施通知書	調仕1-23	第26条	有	○	○			
	監機の積置実施請求書			有				○	
	天災その他不可抗力による損害通知書			有	○	○			
	天災その他不可抗力による損害確認通知書	調仕1-23	第29条	有				○	
	天災その他不可抗力による損害賠償請求書			有	○	○			
	設計図書の変更について	調仕1-22、1-23	第30条	有				○	
	成果物の（全部・一部）使用承諾書	調仕1-28、1-30	第33条	有	○	○			
業務履行部分確認請求書	—	第36条の2	有	○	○				
業務（指定・引渡）部分完了通知	調仕1-18	第37条	有	○	○				
解除通知書	—	第42、43、44条	有						
打合せ記録簿（指示・請求・通知・報告）	調仕1-10	第2条	有	○	○				
事故速報	調仕1-32	—		○	○				
事故報告書				○	○				
休日・夜間作業届	調仕1-35	—		○	○				
業務完了通知書	調仕1-20	第41条	有	○	○				
電子納品成果品	調仕1-14	—		○	○				
締結完了報告書	調仕1-21	第31条	有	○	○				

※様式は、沖縄県農林水産部委託業務関係様式集を参照すること